

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
1	北幹線第一理美容店	福島市飯坂町平野字 早川原20-1	浪江町	店舗	109.77	2012	2	7	2014	1	18	鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合・ 浪江理容グループ	仮設住宅の供与期間が2019年3月 末まで延長され、その間、避難先 における町民の生活を支えること も、事業者の事業再開支援に当該 仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事 業再開支援に必要不可欠である。
						2014	1	17	2019	3	31							
2	松川町仮設店舗(飯 館村)	福島市松川町金沢地 蔵田1-1	飯館村	物販店	125.34	2012	2	27	2014	2	2	鉄骨造	1	2	2	直売所なごみ・中 華琥珀	原子力災害により避難を余儀なく され、概ね10年での帰還を目指して おり、住民の一定の生活サービスを 確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯 館村内店舗の代替施設として整備 したもので、避難住民の生活サー ビスのために必要不可欠である。
						2014	2	1	2023	3	31							
3	松川町高齢者サ ポート施設	福島市松川町金沢字 地蔵田1-1	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	3	23	2014	2	2	鉄骨造	1	1	1	(社医)秀公会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の飯館村民が避難を余儀なくされ るとともに、帰還の目途が立って いない状況にあるが概ね10年での 帰還を目指している。こうした状況 において、避難している高齢者等 の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不 可欠である。
						2014	2	1	2023	3	31							
4	福島県立相馬農業 高等学校飯館校サ テライト校仮設校舎	福島市永井川字中西 田14-1の一部(福島 明成高等学校内)	福島県	高等学校	754.52	2012	5	9	2014	5	1	鉄骨造	2	1	1	相馬農業高校飯 館校生徒職員	原子力災害により避難を余儀なく され、帰還の目途が立たない状況 下であるが概ね10年での帰還を 目指しているため、それまでの間、 生徒の適正な教育機会を確保する 必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された居住制限区域内に ある校舎の代替として整備されて おり、教育機会の確保のために必 要不可欠である。
						2014	4	30	2023	3	31							
5	福島県立富岡高等 学校サテライト校仮 設校舎	福島市飯坂町字後畑 1番地(福島北高等学 校内)	福島県	高等学校	626.28	2012	7	18	2014	7	1	鉄骨造	2	2	1	富岡高校生徒・職 員約80名	原子力災害により避難を余儀なく されているが、2017年3月末をも って休校することとなり、解体を 見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された居住制限区域内に ある校舎の代替として整備されて おり、教育機会の確保のために必 要不可欠である。
						2014	6	30	2017	7	31							
6	浪江ライブラリ(仮 設)	福島市笹谷字片目清 水30-8	浪江町	図書館	69.56	2012	8	28	2014	8	1	木造	1	1	1	浪江町	2019年上期までに図書館を閉館 し、3月までに撤去を行う計画で あったが、町民からの図書館の継 続を求める声が大きく、2020年3 月まで継続することになった。その ため、閉館後の蔵書整理及び土地 受け渡しに必要な期間として2021 年3月末まで活用期間を延長する 必要があるため。	地震と原子力災害で被災した町 営図書館の代替施設として整備 された施設であり、町民の教育・ 文化振興に必要不可欠である。
						2014	7	31	2021	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 入居者数		
						年	月	日	年								月	日
7	福島県立福島高等学校仮設倉庫	福島市森合町15	福島県	高等学校	98.69	2012	9	5	2014	4	1	鉄骨造	1	1	1	福島高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する2015年3月まで当該仮設建築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	3	31	2015	3	31							
8	地域高齢者サポート拠点	福島市笹谷字谷地前	福島県	高齢者福祉施設	339.20	2012	9	13	2014	2	1	木造造	1	3	1	NPO jin	サポート拠点の運営は2020年3月末をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで2021年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2021	3	31							
9	飯館中学校仮設校舎	福島市飯野町大字明治字藤柄	飯館村	中学校	2,162.64	2012	11	27	2014	11	17	鉄骨造	2	1	1	飯館村中学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内中学校の代替施設として整備したもので、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	11	16	2023	3	31							
10	福島No.3-B仮設施設	福島市荒井北二丁目	福島市	自動車修理工場	509.55	2013	1	22	2014	2	8	鉄骨造	1	2	2	三陽自動車整備工場	早期の移転再開を目指しているが、当面、移転先が確保できるまで、事業再開支援のため、当該応急仮設建築物は必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	2	7	2020	3	31							
11	飯館村合同幼稚園 仮設校舎	福島市飯野町大久保 字芝垣16-2	飯館村	幼稚園	268.83	2013	3	1	2015	3	1	鉄骨造	2	2	1	幼児	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、幼児の適正な保育教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯館村内幼稚園の代替施設として整備したもので、保育教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	2	28	2023	3	31							
12	仮設店舗(福島市荒井)	福島市荒井字上庭前 5-1	浪江町	店舗	138.79	2014	4	17	2016	7	17	鉄骨造	1	2	1	半谷窯	入居事業者の元事業所が帰還困難区域である。特定復興再生拠点区域再生計画においては、2023年3月に当事業者の元事業所が立地する地域の解除を目標としている。よって、2023年3月まで活用延長が必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	7	16	2023	3	31							
13	仮設店舗(簡易郵便局)	福島市松川町金沢字 土戸目書1番11	飯館村	仮設店舗	32.64	2014	5	29	2014	10	28	鉄骨造	1	1	1	比叡簡易郵便局	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の利便性を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域(帰還困難区域)となった飯館村内簡易郵便局の代替施設として整備したもので、郵便・金融の面で住民の利便性確保のために必要不可欠である。
						2014	10	27	2023	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日									
14	松長近隣公園地域 高齢者等サポート 拠点施設	会津若松市一箕町松 長一丁目17-1	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2011	12	27	2013	12	13	木造 造	1	1	1	(福)大熊町社会 福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了しており、解体に必 要な期間を見込んで、2020年3月 末まで活用期間の延長が必要とな る。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2013	12	12	2020	3	31							
15	松長近隣公園仮設 店舗	会津若松市一箕町松 長一丁目17-1	大熊町	店舗	209.34	2012	1	24	2014	1	7	鉄骨 造	1	1	3	合同会社おみせ 屋さん	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされると も、帰還の目的が立っていない 状況にある。こうした状況におい て、避難先の会津若松市との行政 財産使用許可期間満了の2019年3 月まで仮設住宅に入居している避 難者への買い物支援を行う必要が あるため。	原子力災害により避難指示が出さ れ、全住民が避難を余儀なくされ ており、大熊町内の代替として商業 施設が近くにない仮設住宅入居者 のために当該施設を整備している。
						2014	1	6	2019	3	31							
16	大熊町立大熊中学 校仮設校舎	会津若松市一箕町大 字八幡字門田9-2の 一部(6,598.7㎡)	大和リース(株) 福島支店 (大熊町)	中学校	2,666.91	2013	7	18	2015	3	20	鉄骨 造	1	4	1	大熊町中学校生 徒職員	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされると も、帰還の目的が立っていない 状況にある。現在在籍している1年 生が卒業する予定の2020年度未 だ延長が必要であるため。	当該仮設建築物は、原子力災害に よって避難指示が出された地区内の 代替施設として整備されたもので、 教育機会の確保のため必要不可欠 であるため。
						2015	3	19	2021	3	31							
17	セブンイレブン ビッ グバレットふくしま前 仮設店舗店	郡山市南二丁目 46,47,48,50	㈱セブンイレブン ジャパン	日用品の販売を 主目的とする店 舗	132.08	2011	10	28	2013	11	15	鉄骨 造	1	1	1	セブンイレブン ジャパン	原発事故で被災した仮設住宅避難 者の買い物支援は住民の日常生 活に必要であり、富岡町災害復興 計画で定める帰還年度(2017年度 以降)開始までは必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替と して整備された仮設建築物は、帰 還するまで住民の日常生活に必要 なサービスの提供に必要不可欠で ある。
						2013	11	14	2017	3	31							
18	福島県立安積黎明 高等学校仮設校舎	郡山市長者二丁目82 番の1の一部	福島県	高等学校	2,965.92	2011	12	26	2013	11	1	鉄骨 造	2	3	1	安積黎明高校生 徒・職員約1,100 名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	10	31	2014	9	30							
19	福島県応急仮設住 宅地域高齢者等サ ポート拠点	郡山市南一丁目 94,103	福島県	高齢者福祉施設	317.99	2012	1	4	2013	10	1	木造 造	1	1	1	(社)川内村社会 福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。応急仮設建築物の存続期間を 村としては概ね10年と想定してお り、こうした状況において、避難し ている高齢者等の生活を支援する 必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不 可欠である。
						2013	9	30	2021	9	5							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明				
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)			
						年	月	日	年								月	日	
20	富岡町こおりやま児童クラブ(旧川内村国民健康保険仮設診療所)	郡山市南一丁目94番地、103番地	富岡町	児童施設	126.21	2012	1	4	2013	12	15	木造	造	1	1	1	富岡町職員6名	仮設住宅の供与期間が2020年3月末まで延長され、その間、避難している住民等の日常生活に必要なサービスを提供する必要があるため。また、解体に必要な期間を見込んで2021年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						2013	12	14	2021	3	31								
21	川内村 あれ・これ市場	郡山市南一丁目94の一部	福島県 (管理者:川内村)	物品販売店舗	91.07	2012	2	8	2014	3	15	鉄骨	造	1	1	1	川内村商工会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、南一丁目仮設住宅にはまだ130戸に住民が入居している生活しているあり、高齢世帯が多く市内での買い物に難しいことから生活必需品を購入するのに必要であるため。	原発事故で被災した店舗の代替として整備された仮設建築物は、帰還するまで住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						2014	3	14	2021	12	21								
22	郡山市南一丁目応急仮設住宅 ペットシェルター	郡山市南一丁目103,94	富岡町・川内村	ペットシェルター	27.30	2012	2	29	2013	9	1	木造	造	1	1	1	仮設住宅居住者 ペット	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。南一丁目仮設住宅ではペットの飼育はできず、避難者が帰還するまでは必要であり、応急仮設建築物の存続期間を川内村としては概ね10年と想定しているため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	9	31	2021	11	15								
23	富岡町役場仮設庁舎	郡山市大槻町字西ノ宮48-5	富岡町	事務所	990.70	2012	5	1	2014	3	15	鉄骨	造	2	1	1	富岡町職員30名	2023年4月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しており、現在も町外で避難生活をせざるを得ない方々への継続したサービス提供が必要であるが、施設の老朽化など、利用者の安全を確保する必要があることから、2022年3月までに現仮設建築物から新たな施設へ移転する計画である。以上のことから、移転までの間、当該仮設建築物が必要である。	原発事故で被災した役場の代替として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
						2014	3	14	2022	3	31								
24	福島県立安積黎明高等学校渡り廊下	郡山市長者二丁目82番地1の一部	福島県	高等学校	0.00	2012	5	1	2014	4	20	鉄骨	造	1	1	1	安積黎明高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	4	19	2014	9	30								

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
25	富岡町高齢者等サ ポート拠点	郡山市富田町字町田 33.35番の各一部	福島県	高齢者福祉施設	327.92	2012	6	27	2014	3	12	木造 造	1	1	1	(社)富岡町社会 福祉協議会	仮設住宅の供与期間が2020年3月 末で終了し、サポート拠点の運営も 2020年3月をもって終了する予定で あるが、解体については、仮設住 宅の一部の住民の転居の見通しが ついておらず、退去が遅れる見通 しであるため、住民にストレスをか ける影響を考慮し、慎重に進める 必要があることから2021年3月末ま で1年延長する。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要な サービスの提供のために必要不可 欠である。
						2014	3	11	2021	3	31							
26	富岡町仮設看護老 人ホーム東風荘	郡山市菜根二丁目 102番地1	富岡町	高齢者福祉施設	1,848.39	2013	2	18	2015	3	15	鉄骨 造	1	2	1	施設職員20名、 入所者39名	富岡町災害復興計画(第二次)及 び保健・福祉アクションプランに基 づき、2021年度中に町内に介護保 険施設を整備する方針であること から、当該施設は2021年度をもっ て閉所とし、解体期間を考慮し、 2022年度未までを活用期間とする 必要があるため。	原発事故で被災した町内同施設の 代替として整備された仮設建築物 は、被災高齢者の生活に必要な サービスの提供のために必要不可 欠である。
						2015	3	14	2023	3	31							
27	郡山市立金透小学 校仮設校舎	郡山市堂前町45番 1,73番1	郡山市	仮設校舎(小学 校)	374.40	2013	4	8	2013	8	1	鉄骨 造	1	1	1	生徒	地震で被災した校舎は柱にせん断 破壊が多数発生し、半壊の判定を 受けた棟もあるため改築も含めた 復旧方法の検討に時間を要した。 2012年9月から着手した設計業務 に12ヶ月、工事期間に18ヶ月の期 間を要するため、再建が可能な 2015年3月まで当該仮設建築物は 必要であるため。	地震で被災した校舎は柱にせん断 破壊が多数発生し、既存校舎の大 部分が使用できなくなった。不足す る普通教室確保のため整備した仮 設校舎は児童の教育機会の確保 のために必要不可欠である。
						2013	7	31	2015	3	31							
28	仮設前処理テント他	郡山市日和町高倉 字追越92-1の一部他	福島県	下水汚泥焼却 前処理施設	1,436.70	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨 造	1	3	1	(株)神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により、下水汚泥から放射性 物質が検出され、下水処理場内に 汚泥を保管してきた状況にある。現 在も従来の処分ができない状態 であるが、汚泥処理計画に基づき、 2017年4月には通常の処分を行う 予定であることから、それまでの 間、放射性汚染廃棄物の減容化処 理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散し た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するものと して当該建築物を建設した。放射 線への不安払拭や拡散防止の観 点から原発からの放射線の影響が なくなるまでは必要不可欠である。
						2015	10	31	2017	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
29	汚泥焼却施設他	郡山市日和町田高倉 字阿久土26-1の一部 他	福島県	下水汚泥 焼却施設	1,456.61	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨造	1	2	1	㈱神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により、下水汚泥から放射性 物質が検出され、下水処理場内に 汚泥を保管してきた状況にある。現 在も従来の処分ができない状態だ るが、汚泥処理計画に基づき、 2017年4月には通常の処分を行う 予定であることから、それまでの 間、放射性汚染廃棄物の減容化処 理を行う必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散し た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するもの として当該建築物を建設した。放射 線への不安払拭や拡散防止の観点 から原発からの放射線の影響が なくなるまでは必要不可欠である。
						2015	10	31	2017	3	31							
30	富岡町役場仮設庁 舎(会議室)	郡山市大槻町西ノ宮 40-1、40-3、39-4	富岡町	庁舎 (事務所)	137.57	2013	9	25	2015	7	1	鉄骨造	1	1	1	富岡町役場	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での 住民サービスの提供に必要である ため。	原発事故で被災した役場の代替と して整備された仮設庁舎は、住民 の日常生活に必要なサービスの提 供に必要不可欠である。
						2015	6	30	2018	3	31							
31	福島県立いわき総合 高等学校仮設校舎	いわき市内郷内町駒 谷3-1他10筆	福島県	高等学校	2,193.41	2011	12	14	2013	12	14	鉄骨造	2	3	1	いわき総合高校 生徒・職員約810 名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物 が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	12	13	2015	12	31							
32	福島県立湯本高等 学校仮設校舎	いわき市常磐上湯長 谷町五反田55	福島県	高等学校	4,360.23	2011	11	28	2013	11	28	鉄骨造	2	5	1	湯本高校生徒・職 員約1,000名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年12月まで当該仮設建築物 が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	27	2014	12	31							
33	久之浜仮設店舗・事 務所	いわき市久之浜町久 之浜字塚塚15	いわき市	店舗・事務所	286.95	2011	11	25	2013	11	12	鉄骨造	1	3	11	久之浜町商工会 他事業者	被災した従前の店舗・事務所は、 震災復興土地区画整理事業の進 捗に合わせ再建していく予定であ り、当該土地区画整理事業におけ る基盤整備が当初よりも2年延長し 2017年度中の完了を予定している ことから、2018年3月まで当該仮設 建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事 務所の代替として整備された仮設 建築物は、住民の日常生活に必要 なサービスの提供のため、必要不 可欠である。
						2013	11	11	2018	3	31							
34	福島県立勿来工業 高等学校仮設校舎	いわき市植田町堂ノ 作10,10-2,38-1,38- 2,42-1、西荒田26-3,小 名田33-1他	福島県	高等学校	1,821.70	2012	2	27	2013	12	1	鉄骨造	2	2	1	勿来高校生徒・職 員約490名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、当初は事業が完了 する2014年12月まで当該仮設建 築物が必要であったが、校舎改築工 事の進捗に遅延が生じ、事業が完 了する2015年6月まで当該仮設建 築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	30	2015	6	30							
35	福島県立磐城農業 高等学校仮設校舎	いわき市植田町小名 田60	福島県	高等学校	2,593.88	2012	2	10	2013	12	1	鉄骨造	2	4	1	磐城農業高校生 徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物 が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	11	30	2015	12	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
36	仮設デイサービス (楡葉町)	いわき市平上山口字 下大沢1-7他	福島県	高齢者福祉施設	307.23	2012	4	19	2013	9	16	木造 造	1	1	1	(福)楡葉町社会 福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了したが、解体に必要な 期間を見込んで、2019年3月末ま で活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2013	9	15	2019	3	31							
37	江名仮設公民館・市 民サービスセンター	いわき市江名字北口 257-1	いわき市	公民館	135.01	2012	1	23	2013	12	17	鉄骨 造	1	1	1	いわき市職員	被災した江名公民館の建替えは、 2013年6月より土地造成工事に着 手し、同年8月より特殊基礎工事、 2014年1月より建築工事と進め、 2014年度末の竣工、供用開始を予 定していることから、2015年3月ま で当該仮設建築物は必要であるた め。	地震や津波で被災した江名公民館 及び江名市民サービスセンターの 代替として整備された仮設建築物 は、地区における行政サービス提 供の場として必要不可欠である。
						2013	12	16	2015	3	31							
38	中央台仮設店舗(楡 葉町)	いわき市中央台高久 四丁目18-6	楡葉町	店舗	71.22	2012	2	1	2014	1	21	鉄骨 造	1	2	3	小売業等	2018年3月末で当該応急仮設建 築物の利用が終了することとなり、 その後の解体期間を見込むと2018年 9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、 避難した町民への生活サービス提 供のために必要不可欠である。
						2014	1	20	2018	9	30							
39	いわき中央台東仮設 郵便局	いわき市中央台高久 二丁目11-1	日本郵便㈱	仮設郵便局	97.50	2012	2	15	2013	12	11	鉄骨 造	1	1	1	いわき市中央台 東郵便局社員3名	当該仮設建築物は、近接する仮設 住宅に居住する方等の利用に供し ているものであり、いわき市におけ る災害公営住宅整備事業が2015 年度中の完了を予定していること から、撤去期間(1月と想定)を含 め、2016年4月まで当該仮設建 築物は必要であるため。	地震・津波により被災した豊間郵便 局の移転として設置された仮設郵 便局であり、仮設住宅に近接する ことから、住民の日常生活に必要 なサービスを提供するために必要 不可欠である。
						2013	12	10	2016	4	30							
40	四倉町工業団地仮 設事業所C区画(楡 葉町・大熊町)	いわき市四倉町字芳 ノ沢1-51,1-52,1-53	楡葉町	事務所・工場・倉 庫	3,841.80	2012	3	30	2014	2	22	鉄骨 造	1	23	6	運送業・食品加工 業等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にある ほか、津波被害等により操業場所 が確保できない状況にあり、当面、 事業再開支援のため、楡葉町・大 熊町の2町にとって当該応急仮設 建築物が必要である。	原発事故又は津波等で被災した各 企業の代替事務所として整備され た仮設建築物は、企業活動継続支 援・雇用の場の確保のため必要不 可欠である。
						2014	2	21	2022	3	31							
41	上荒川仮設店舗(楡 葉町)	いわき市平上荒川字 後沢33-2	楡葉町	店舗	126.74	2012	3	13	2014	3	8	鉄骨 造	1	3	6	食品小売業等	2018年3月末で当該応急仮設建 築物の利用が終了することとなり、 その後の解体期間を見込むと2018年 9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、 避難した町民への生活サービス提 供のために必要不可欠である。
						2014	3	7	2018	9	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
42	仮設デイサービス (双葉町)	いわき市南台三丁目 1-1	福島県	デイサービス	317.99	2012	3	30	2013	12	14	木造 造	1	1	1	(社)双葉町社会 福祉協議会	原発事故により、町民の帰還時期の見通しは立っていないが、2015年3月に策定した双葉町まちづくり長期ビジョンでは、5年後から10年後を復興着手期としており、最低限その最初の区切りである2019年度末までは、避難している高齢者の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	12	13	2020	3	31							
43	仮設住宅(ベツシェルター:富岡町)	いわき市泉玉露二丁目 10-1	富岡町	ベツシェルター	31.33	2012	5	10	2013	9	15	鉄骨 造	1	3	1	仮設住宅居住者 等	仮設住宅の供与期間が2019年3月未まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	9	14	2019	3	31							
44	四倉町工業団地仮設事業所F区画(檜葉町・富岡町・大熊町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-54,1-55	富岡町	事務所・工場・倉庫	3,225.69	2012	5	31	2014	4	18	鉄骨 造	1	19	9	自動車整備業・建設業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあるほか、津波被害等により作業場所が確保できない状況にあり、当面、事業再開支援のため、檜葉町・大熊町・富岡町の3町にとって当該施設が必要不可欠である。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	4	17	2022	3	31							
45	四倉町工業団地仮設事業所A区画(大熊町・浪江町)	いわき市四倉町字芳ノ沢1-42	大熊町	事務所・工場・倉庫	1,513.99	2012	5	30	2014	5	16	鉄骨 造	1	11	6	運送業・自動車整備業等	原子力災害の避難指示により帰還の目的が立っていない状況にあり、当面、事業再開支援のため、大熊町・浪江町にとって当該応急仮設建築物が必要である。 また、大熊町については、現在、特定復興再生拠点区域内に、産業交流施設及び中央産業拠点の供用を2024年度中に予定しているため。	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動継続支援・雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2014	5	15	2025	3	31							
46	南台仮設店舗(双葉町)	いわき市南台三丁目 1-1	双葉町	店舗	113.80	2012	6	29	2014	6	21	鉄骨 造	1	2	1	(有)マルマサ食品(松本正道)	東日本大震災及び原子力発電所の事故により町内全域が未だに避難区域になっており、町民の帰還時期についても見通しが立たない中、応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、避難者の利便性を確保していくため、2018年3月未までは最低限必要である。	双葉町大字新山地区でも商業店舗を備えており、原発事故の避難先でも同郷の町民の利便性確保のために必要不可欠である。
						2014	6	20	2018	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
47	福島県立富岡支援 学校サテライト校仮 設校舎	いわき市平馬目字火 ノ宮70番、馬目先61 番の各一部	福島県	支援学校	1,967.87	2012	11	19	2014	6	30	鉄骨 造	2	2	1	富岡支援学校児 童生徒・職員約60 名	原子力災害により現在いわき市 への避難を余儀なくされている。県 教育委員会が双葉郡の関係町村と 本設校舎に関する検討を進めるこ とにしているが、その調整に加え、 在校生の個別事情を踏まえた丁寧 な対応が必要であり、本設校舎の 方針が概定するまでの期間として 2021年7月まで延長が必要であ る。	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された居住制限区域内に ある校舎の代替として整備されて おり、教育機会の確保のために必 要不可欠である。
						2014	6	29	2021	7	31							
48	仮設デイサービス (楢葉町)	いわき市平上山口字 小喜目作34-1他	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	7	30	2014	3	27	木造 造	1	1	1	(福)楢葉町社会 福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了したが、解体に必要 な期間を見込んで、2019年3月末 まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2014	3	26	2019	3	31							
49	四倉町工業団地仮 設事業所J区画(楢 葉町・富岡町)	いわき市四倉町字芳 ノ沢1-63	富岡町	事務所・工場・倉 庫	3,411.31	2012	8	1	2014	7	6	鉄骨 造	1	20	7	電気工事業・建設 業等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にある ほか、津波被害等により操業場所 が確保できない状況にあり、当面、 事業再開支援のため、楢葉町・富 岡町の2町にとって当該施設が必要 不可欠である。	原発事故で被災した各企業の代替 事務所として整備された仮設建築 物は、企業活動継続支援・雇用の 場の確保のため必要不可欠であ る。
						2014	7	5	2022	3	31							
50	上荒川仮設店舗(楢 葉町)	いわき市平上荒川字 後沢33-2	楢葉町	店舗・作業場	54.61	2012	8	2	2014	7	26	鉄骨 造	1	1	1	ベーカリーハウス アルジャーノン	2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ の後の解体期間を見込むと2018年 9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、 避難した町民への生活サービス提 供のために必要不可欠である。
						2014	7	25	2018	9	30							
51	四倉町工業団地仮 設事業所K区画(大 熊町)	いわき市四倉町字芳 ノ沢1-60	大熊町	事務所・工場・倉 庫	3,079.61	2012	8	31	2014	7	16	鉄骨 造	1	21	16	建設業等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にあり、 当面、事業再開支援のため、大熊 町にとって当該応急仮設建築物が 必要である。 また、現在、特定復興再生拠点区 域内に、産業交流施設及び中央産 業拠点の供用を2024年度中に予 定しているため。	原発事故で被災した各企業の代替 事務所として整備された仮設建築 物は、企業活動継続支援・雇用の 場の確保のため必要不可欠であ る。
						2014	7	15	2025	3	31							
52	福島県立いわき翠の 杜高等学校仮設倉 庫	いわき市内郷綴町板 宮2	福島県	高等学校(倉庫)	105.30	2012	9	24	2014	4	11	鉄骨 造	1	1	1	いわき翠の杜高 校	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、当初は事業が完了 する2015年3月まで当該仮設建築 物が必要であったが、校舎改築工 事の進捗に遅延が生じ、事業が完 了する2015年6月まで当該仮設建 築物の存続が必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2014	4	10	2015	6	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
53	豊間区連絡所	いわき市平豊間字榎町73-1	いわき市平豊間区	事務所	26.43	2012	9	24	2014	9	4	木造 造	1	1	1	いわき市平豊間区	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間を考慮すると、豊間集会所の再建は、2018年度中と見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在、いわき市平豊間区が入所し、専門家による住民相談会を開催している他、住民が集うことができる場として活用されており、コミュニティの再生のために必要不可欠である。
						2014	9	3	2019	3	31							
54	平中神谷仮設店舗 (浪江町)	いわき市平中神谷字十二所河原7-1	浪江町	店舗	222.14	2012	11	19	2014	9	20	鉄骨 造	2	4	2	菅原陶器店・渡辺モーター	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまた整っていないため、浪江町復興計画(第一次)における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要なため必要不可欠である。
						2014	9	19	2021	3	31							
55	高久フィットネス(榎葉町)	いわき市平上山口字小喜作34-1	(株)日本フットボールヴィレッジ	フィットネスジム	118.33	2012	10	5	2014	9	20	鉄骨 造	1	1	1	(株)日本フットボールヴィレッジ	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した「ヴィレッジフィットネスジムの代替として整備され、町民の健康維持のために必要不可欠である。
						2014	9	19	2018	9	30							
56	サテライト校仮設便所 (いわき明星大学内)	いわき市中央台飯野5丁目5-1(いわき明星大学内)	福島県	高等学校(サテライト校仮設便所)	49.68	2012	12	25	2014	12	1	鉄骨 造	1	1	1	双葉高校・双葉翔陽高校・富岡高校で共有	原子力災害により避難を余儀なくされているが、2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された警戒区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	11	30	2017	7	31							
57	仮設デイサービス (広野町・川内村)	いわき市四倉町字鬼越114-2	福島県	高齢者福祉施設	268.30	2012	12	21	2013	11	22	木造 造	1	1	1	(社)広野町社会福祉協議会	震災に伴い発生した原子力災害から3年半を経過し、復興のための施策に取り組み、住民の帰還を進めているところであるが、未だ多くの住民が、仮設住宅等での避難を余儀なくされている。高齢者等サポート拠点である本施設は、被災高齢者に生活相談や地域交流の場を提供するなど、重要な役割を果たしているため、併設する仮設住宅における被災高齢者の生活が見込まれる2018年3月までは存続させる必要がある。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	11	21	2018	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
58	仮設集会所(豊間復興協議会)	いわき市平豊間字榎町73-1	ふるさと豊間復興協議会	集会所	44.43	2013	2	14	2015	2	11	鉄骨造	1	1	1	ふるさと豊間復興協議会	被災した豊間集会所は、震災復興土地区画整理事業の進捗に合わせて整備していく予定であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完了を予定していることから、その後の移転に係る期間を考慮すると、豊間集会所の再建は2018年度中と見込まれるため。	地震・津波により被災した豊間集会所の代替として整備された仮設建築物は、現在、ふるさと豊間復興協議会が入所し、地域の情報発信に取り組んでおり、地域のコミュニティ意識の醸成のため必要不可欠である。
						2015	2	10	2019	3	31							
59	富岡町いわきサポートセンター	いわき市好間町上好間字道成川原15番8	桜田工業(株)(管理者:富岡町)	高齢者福祉施設	306.39	2012	12	10	2014	12	11	木造	1	1	1	クリナップキャリアサービス	富岡町災害復興計画(第二次)及びアクションプランに基づき、2021年3月まで同施設で避難している高齢者等の日常生活に必要なサービスを提供する。2021年3月末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2022年3月末としていることから、延長が必要である。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	12	10	2022	3	31							
60	小名浜魚市場仮設事務所	いわき市小名浜字栄町5-1	いわき市	仮設作業場、倉庫、事務所	716.51	2012	6	8	2014	7	26	鉄骨造	1	3	2	小名浜機船底曳網漁業協同組合 小名浜水産加工業協同組合	当該仮設事務所は、震災に伴う津波等で被災した小名浜魚市場事業者のために整備されたものであり、当該被災事業者の移転予定先である新魚市場の供用開始が2014年度中を目標としていることや魚市場供用開始後も仮設事務所の整理・引越・解体に一定程度期間(4カ月程度)を見込む必要があるため。	当該仮設事務所は、地震に伴う津波等で被災した小名浜魚市場の代替施設として整備されており、小名浜魚市場事業者の事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	7	25	2015	7	25							
61	あおぞらこども園中央仮設園舎	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	保育所	422.78	2013	3	26	2015	3	19	鉄骨造	1	1	1	あおぞらこども園園児	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内保育所の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
62	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校	2,406.68	2013	3	26	2015	3	19	鉄骨造	2	4	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
63	檜葉町立檜葉小中学校中央台仮設校舎 会議室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	檜葉町	小・中学校 会議室	33.21	2014	4	24	2015	3	19	鉄骨造	1	1	3	檜葉南小学校児童 檜葉北小学校児童 檜葉中学校生徒	檜葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した檜葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
64	楡葉町立楡葉小中学校中央台仮設校舎 図書室	いわき市中央台飯野五丁目6-1	楡葉町	小・中学校 図書室	38.07	2013	6	30	2015	3	19	鉄骨造	1	1	3	楡葉南小学校児童 楡葉北小学校児童 楡葉中学校生徒	楡葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した楡葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
						2015	3	18	2017	6	30							
65	福島県立双葉高等学校サテライト校カウンセリングルーム	いわき市中央台飯野五丁目5-1	福島県	高等学校(カウンセリングルーム)	30.38	2013	8	7	2015	8	1	鉄骨造	1	2	1	双葉高校	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。双葉町復興計画では、災害から6年後に帰還時期を判断することとしており、それまでの間生徒に適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	7	31	2017	3	31							
66	福島県立磐城農業高等学校倉庫	いわき市植田町小名田60	福島県	高等学校(倉庫)	38.97	2013	6	14	2015	4	1	鉄骨造	1	1	1	磐城農業高校生徒・職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2015年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	3	31	2015	12	31							
67	福島県立いわき総合高等学校倉庫	いわき市内郷町内町駒谷3-1、27-1、27-2、29-1、37-1、46、48-1、102	福島県	高等学校(倉庫)	190.44	2013	4	26	2015	5	1	鉄骨造	1	3	1	いわき総合高校生徒・職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2015年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	4	30	2015	12	31							
68	介護老人保健施設職員寄宿舎	いわき市小名浜下神白字網取174-1の一部	福島県	寄宿舎	107.65	2013	6	4	2015	3	17	木造造	1	1	5	介護応援職員	原発事故により、相双地域等の介護職員が避難したため、介護職員を確保しなければ介護老人保健施設の運営が不可能な状況に陥っている。2015年度にも、県が全国から介護職員を確保する応援事業を実施する予定であるところ、市内には宿泊施設を確保することが困難であることから、本施設を寄宿舎として活用しなければ当該事業を実施することができず、公益上必要な用途(介護老人施設の運営)が実現されない。また、他の地域から一定期間応援職員を募集する取り組みであることから、仮に代替施設を確保することができたとしても、当該期間中に応援職員に対して転居を強いることは適当ではないことを踏まえると、当該事業期間の終期である2016年3月31日までは引き続き寄宿舎として活用する必要があるため。	原発事故により、相双地域等の介護職員が人手不足となり、県が全国から応援職員を確保する事業を実施したが、いわき市内の民間住宅は避難者の入居により逼迫しており、その代替施設として職員寄宿舎を整備したものであり、応援職員を確保するために必要不可欠である。
						2015	3	16	2016	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模				入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明		
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
						年	月	日	年								月	日
69	いわき好間仮設消防 詰所	いわき市好間町上好 間道成川原15-8の一部	富岡町	消防団詰所	117.21	2013	8	9	2015	11	9	木造 造	1	2	1	富岡町消防団	仮設住宅の供与期間が2020年3月 末まで延長され、その間、避難先で のサービスの提供に必要であるため。	原子力災害により町全体が避難を 余儀なくされているが、仮設詰所は 町内での緊急時に迅速な対応を図 るため消防団屯所の代替機能を確 保するために設置した施設であり、 必要不可欠である。
						2015	11	8	2020	3	31							
70	檜葉町、いわき市内 郷小島町地区仮設 施設	福島県いわき市内郷 小島町シャクシミチ4 番の一部、内郷小島 町姥懐5番の一部	檜葉町	事務所	105.30	2014	5	16	2016	8	16	軽量 鉄骨 造	1	1	1	社会福祉法人檜 葉町社会福祉協 議会	2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ の後の解体期間を見込むと2018年 9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した社会福祉協議会の代替 施設として整備するものであり、避 難先における町民の生活に必要な サービスの提供のために必要不可 欠な施設である。
						2016	8	15	2018	9	30							
71	いわき市平豊間地区 仮設施設	いわき市平豊間字榎 町4-1、58-2、73-1、 74、柳町118、138、 139、140	いわき市	店舗・事務所・工 場	435.13	2015	3	26	2017	3	26	鉄骨 造	1	2	4	飲食店等	被災した従前の店舗・事務所・工場 は、震災復興土地区画整理事業の 進捗に合わせて整備していく予定 であり、当該土地区画整理事業に おける基盤整備が2017年度中の完 了を予定していることから、その後 の移転に係る期間(1年間と想定) を含め、2019年3月まで当該仮設 建築物は必要であるため。	地震・津波により被災した店舗・事 務所・工場の代替として整備された 仮設建築物であり、住民の日常生 活に必要なサービスの提供のため 、必要不可欠である。
						2017	3	25	2019	3	31							
72	応急仮設特別養護 老人ホーム オン フル双葉	いわき市平荒田目字 中田40	(社)博文会 (浪江町)	特別養護老人 ホーム	5,658.39	2016	5	31	2018	5	31	鉄骨 造	2	1	1	(社)博文会	入居事業者の元事業所が帰還困 難区域である。 特定復興再生拠点区域再生計画 においては、2023年3月に当事業 者の元事業所が立地する地域の 解除を目標としている。よって、 2023年3月まで活用延長が必要で ある。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2018	5	30	2023	3	31							
73	白河都市環境セン ター	白河市鷹ノ巣2-1	白河市	汚物処理場	57.60	2012	7	23	2014	4	1	鉄骨 造	1	1	1	白河市	原子力災害により、下水道汚泥に 放射性物質が混入しているため、 場内に仮置き状態で保管してい る。対策として乾燥機を導入し減量 化を図っているが、その仮置汚泥 乾燥機の建屋として設置したもの であり、現在も汚泥搬出が出来て いない状態であり、今後の汚泥処 理方法が決まっていないため、全 量搬出完了まで相当の期間を要す ことから延長する必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散し た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するもの として当該建築物を建設した。放射 線への不安払拭や拡散防止の観 点から原発からの放射線の影響が なくなるまでは必要不可欠である。
						2014	3	31	2022	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
74	仮設事務所等(白河市大信増見)	白河市大信増見字下川原11-7	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	164.68	2013	12	19	2016	1	21	鉄骨造	1	2	1	いかりや商店	現在、当事業者で事務所を白河市内に本設中であり、2021年3月には物品の移動等を含め仮設建築物の撤去が完了する予定であった。しかし事務所本設の工期が予定より遅れているため、仮設建築物の内部整理、解体が完了する2022年3月まで活用期間の延長が必要である。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	1	20	2022	3	31							
75	須賀川市役所仮設庁舎	須賀川市牛袋町12	須賀川市	事務所	1,926.03	2012	9	21	2014	9	11	鉄骨造	2	1	1	須賀川市職員	被災した須賀川市役所は、解体し改築する計画であり、2015年8月からの工事期間が2017年3月までとされている。その後の移転期間等を含め再建が可能な期間である2017年9月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した須賀川市役所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
						2014	9	10	2017	9	10							
76	須賀川市立第一小学校仮設校舎	須賀川市並木町139-10の一部	須賀川市	小学校	4,064.22	2011	12	14	2013	11	22	鉄骨造	2	8	1	小学生546名、教員	被災した市立第一小学校は、解体し改築する計画であり、2012年3月から設計業務に着手。工事期間に2013年9月から19ヶ月を要する見込みであるが、その後の移転期間等も含め再建が可能な2015年11月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した市立第一小学校の代替として整備された仮設建築物は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	11	21	2015	11	21							
77	相双信用組合原釜仮設事務所	相馬市原釜字札ノ沢90-1	相双信用組合	事務所	85.66	2011	9	20	2013	9	20	鉄骨造	1	1	1	相双信用組合	被災した相双信用組合相馬港支店は、津波により流出しており、移転して再建する計画であり、現在建築工事を進めている。工事期間として2014年3月までを予定しており、再建が可能な2014年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した相双信用組合相馬港支店の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	19	2014	3	31							
78	福島県立相馬養護学校仮設校舎	相馬市中村字本町132-1	福島県	養護学校	354.64	2011	10	13	2013	10	13	鉄骨造	2	1	1	相馬養護・富岡養護学校生徒・職員約150名	富岡養護学校の生徒も一部受入していること等、増加する生徒数に対応するため、2018年代前半に校舎の移転新築を計画しており、新校舎の開校までは既存の校舎及び仮設校舎の運用を続ける必要があり、使用の目的として2019年度末としており、解体を見据えて2020年7月末までは必要である。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	10	12	2020	7	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
79	仮設物販店舗(相馬市大野台)	相馬市大野台一丁目1-13	相馬市	物販店舗	524.07	2012	1	13	2013	10	1	鉄骨造	1	1	10	大野台郵便局、総合衣料たちや等の事業者	被災した店舗があった場所については、建築制限区域として居住制限を受けており、移転を余儀なくされている。被災した店舗を含む仮設住宅居住者の移転は、各自移転先をみつけ再建を進めていくが、新たな移転先の確保が困難なことや資金確保の必要もあることから、概ね2022年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した沿岸住民が営業していた店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	30	2022	3	31							
80	松川港仮設郵便局	相馬市尾浜字牛鼻毛61-9	日本郵便㈱	郵便局	87.07	2012	1	27	2014	1	19	鉄骨造	1	1	1	松川港郵便局	被災した松川港郵便局は、現在設置場所も含めて、再建方法の計画中であり、再開を2015年3月を目標としており、再建が可能なら2015年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災した松川港郵便局の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	18	2015	3	31							
81	仮設老人福祉施設(相馬市大野台)	相馬市大野台二丁目2-6	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	2	27	2014	2	2	鉄骨造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	1	2022	3	31							
82	相馬市仮設災害廃棄物中間処理施設	相馬市光陽2丁目1番2	相馬市	災害廃棄物中間処理施設	777.27	2012	8	23	2013	10	1	鉄骨造	1	5	1	相馬市	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のため整備された処理施設は、震災対応のための一時的な施設ではあるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了を2018年3月を目標としており、処理が終了する2018年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	相馬市では地震・津波により市沿岸部をはじめとする市内全域において多くの家屋が全壊、流出し、その膨大な量のガレキ処理を行うため、被災処理施設の機能を代替するものとして災害廃棄物中間処理施設を建設したものであるが、全壊、流出しなかった家屋等においてもその後、使用不能と判断され解体せざるを得ない状況となったものもあり、当初予定より多くのガレキが発生し処理しなければいけないため、ガレキ処理が完了するまでは必要不可欠となっている。
						2013	9	30	2018	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
83	JAふくしま未来放射 性物質測定施設	相馬市日下石字諏訪 310	ふくしま未来農業協 同組合	放射性物質測定 施設	600.00	2012	10	15	2013	10	1	鉄骨 造	1	1	1	ふくしま未来農業 協同組合	今般の震災に伴い発生した原子力災害により農作物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設は、原子力災害対応のための一時的な施設ではあるが、原子力災害への対応の見通しが立っていない中ではあるが、当面の目標を、2022年までとし、対応期間である2022年まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2013	9	30	2022	3	31							
84	仮設老人福祉施設 (相馬市袖木)	相馬市袖木字石橋 247	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2013	3	27	2014	2	14	木造 造	1	1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しているため、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しが不明のため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	13	2022	3	31							
85	仮設作業員宿泊施設 (相馬市災害廃棄物 中間処理業務従事)	相馬市原釜字札ノ沢 96番1、118番1、118番 2、字南戸崎71番2	日起建設(株)	宿泊施設	887.78	2013	1	28	2014	12	27	鉄骨 造	2	2	1	日起建設(株)	地震、津波で被災した建築物等のガレキ処理のための一時的な施設である処理施設に従事する作業員のための施設であり、処理が完了する2018年3月までは、処理施設と同様に当該仮設建築物も必要であるため。	市内の宿泊施設が被災により廃業、休業し受入規模が激減しているが、建設作業員の急増による宿泊施設の不足に対応するため、その不足分を補う代替施設として仮設宿泊施設を建設したものである。
						2014	12	26	2018	3	31							
86	相馬市仮設南庁舎	相馬市中村字大手先 13	相馬市	庁舎	535.49	2013	1	18	2014	12	1	鉄骨 造	2	2	1	相馬市	被災した相馬市庁舎は、現在移転計画があり、再建に向けて現在設計業務を行っている。計画では再建を2019年3月までには再開したいと考えており、再建が可能な2019年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した相馬市庁舎の代替として整備された応急仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	11	30	2019	3	31							
87	放射性物質測定施設	相馬市尾浜字追川 196	相馬双葉漁業協同 組合	放射性物質測定 施設	68.72	2013	6	10	2014	9	25	軽量 鉄骨 造	1	1	1	相馬双葉漁業協 同組合・漁業者	今般の震災に伴い発生した原子力災害により海産物への影響が心配される中、放射線量を測定するために整備された施設であり、本来は水産業共同利用施設内に設置されるものであるが、震災により全壊したため、解体し改築を行っている最中であり、その再建が可能な2017年3月まで、当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
						2014	9	24	2017	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
88	安達運動場仮設住宅診療所	二本松市油井字石倉107他	福島県	診療所	172.87	2011	12	27	2013	12	1	鉄骨造	1	3	1	浪江町	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、4月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われた。浪江町復興計画【第一次】において、2017年3月の避難指示解除を想定しており、避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があるため。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						2013	11	30	2017	3	31							
89	安達運動場仮設住宅	二本松市油井字石倉107	浪江町	理髪店・美容院	87.13	2012	3	30	2014	1	18	軽量鉄骨造	1	1	2	浪江町美容組合	2018年3月末で入居者が全員退去する予定であり、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	1	17	2018	9	30							
90	浪江町サポートセンター杉内	二本松市西勝田字杉内235	福島県	高齢者福祉施設	299.36	2012	2	7	2013	10	1	木造造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	30	2018	9	30							
91	浪江町サポートセンター安達	二本松市油井字石倉107他	福島県	高齢者福祉施設	296.45	2012	2	3	2013	10	18	木造造	1	1	1	(社)博文会	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	17	2018	9	30							
92	福島県立浪江高等学校津島校サテライト校	二本松市郭内二丁目347-1(安達高等学校内)	福島県	高等学校	352.83	2011	9	15	2013	9	15	鉄骨造	2	1	1	浪江高校生徒・職員約50名	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された帰宅困難区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保に必要不可欠である。
						2013	9	14	2017	7	31							
93	浪江町ホールボディカウンター施設	二本松市油井字石倉107他	浪江町	内部被ばく検査施設	128.09	2014	3	24	2015	4	1	木造造	1	3	1	浪江町	2017年3月に二本松市内に新設される診療所への移転及び仮設診療所の解体の期間を考慮し、2018年3月まで活用期間を延長する。	原子力災害で被災した診療所施設の一部機能の代替として、避難している町民の健康を確保するため、必要不可欠な施設である。
						2015	3	31	2018	3	31							
94	二本松市原セ諏訪地区仮設施設	二本松市原セ諏訪422の一部、423の一部、435の一部	飯舘村	仮設工場	427.59	2016	3	11	2018	3	11	鉄骨造	1	1	1	(株)伸クリーン	原子力災害による避難を余儀なくされている中、2017年3月の避難指示解除を想定し、いいままでないな創生総合戦略においては、2020年度末までに帰還希望者の100パーセント帰還を目指すとしていることから、それまでの間存続が必要である。	地震・原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備されたものであり、当該事業者の事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	3	10	2021	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期) 年 月 日	(上段:始期,下段:終期) 年 月 日	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)							
95	仮設工場等(二本松市上竹)	二本松市上竹一丁目204-3	浪江町	事務所・工場	504.19	2015	3	3	2017	3	3	鉄骨造	1	1	1	浪江ハーネス(株)	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。 現在、当町では浪江町復興計画[第三次]の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2017	3	2	2026	3	31							
96	福島県立小高工業高等学校サテライト仮設校舎	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	2,375.51	2012	7	3	2014	7	1	鉄骨造	2	2	1	小高工業高校生徒・職員約380名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2022	3	31							
97	仮設事務所(南相馬市原町区)	南相馬市原町区北原字大塚25-1,25-2,25-3	浪江町	事務所	518.04	2012	9	7	2014	8	25	鉄骨造	2	2	6	インテリアしんがい、ウエダ建設他事業者	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画[第一次]における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2014	8	24	2021	3	31							
98	福島県立小高工業高等学校サテライト校仮設部室・駐輪場	南相馬市原町区高見町1-5	福島県	高等学校	244.01	2012	10	5	2014	7	1	鉄骨造	1	10	1	小高工業高校	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	6	30	2022	3	31							
99	福島県立小高商業高等学校サテライト校仮設校舎	南相馬市原町区西町3丁目380番地(福島県立原町高等学校校内)	福島県	高等学校	1,177.48	2013	1	17	2014	11	1	鉄骨造	2	2	1	小高商業高校生徒・職員約170名	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮設校舎を設置したが、今後の除染の状況や工事計画策定等に時間を要するため、概ね10年間(2021年度)までは生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2014	10	31	2022	3	31							
100	仮設高齢者等サポート施設(南相馬市鹿島区)	南相馬市鹿島区寺内字三里1-21	福島県	高齢者福祉施設	310.77	2011	12	5	2013	10	21	木造造	1	1	1	(社)南相馬市社会福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがいないため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	20	2022	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
101	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎212-1	浪江町	工場	155.86	2013	3	26	2015	3	20	鉄骨造	1	1	2	ヤマシヨウ建築、鈴木建築	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2015	3	19	2026	3	31							
102	仮設宿泊施設(南相馬市原町区本陣前)	南相馬市原町区本陣前一丁目57-1、58-1、60-1	浪江町	宿泊施設	581.16	2014	3	24	2016	3	24	木造造	2	1	1	木幡荘	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の人口、需要等を鑑みると、町内での事業再開の見通しは立っていない。今後中心市街地の整備や観光コンテンツの整備が進み、事業者が町内での再開を判断できる状況となるまでは活用期間の延長が必要である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	3	23	2026	3	31							
103	仮設工場(南相馬市原町区信田沢)	南相馬市原町区信田沢字尼ヶ折90-1	大熊町	工場	606.80	2014	1	10	2015	12	30	鉄骨造	1	1	1	株式会社共栄工業	原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあることから、大熊町第二次復興計画において復興拠点のインフラ整備の完了目標としている2018年3月までの間、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2015	12	29	2018	3	31							
104	仮設工場(南相馬市原町区上太田)	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎243-1	浪江町	工場	164.03	2014	4	30	2016	4	30	鉄骨造	1	1	1	マコト板金工業所	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	4	29	2026	3	31							
105	仮設事務所等(南相馬市原町区中太田)	南相馬市原町区中太田字天狗田48-1	浪江町	事務所・作業場	274.90	2014	6	13	2016	6	13	鉄骨造	1	1	3	松本材木店・豊工業(株)・岩野建材	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	6	12	2026	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
106	仮設事務所等(南相馬市原町区牛来)	南相馬市原町区牛来字出口93-1・128-3・129-2	浪江町	事務所・作業場	127.98	2014	7	15	2016	7	15	鉄骨造	1	1	1	脇坂工業	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	7	14	2020	3	31							
107	仮設作業員宿泊施設(南相馬市対策域内廃棄物処理業務・南相馬市災害廃棄物代行処理業務(減容化処理業務)従事)	南相馬市原町区下太田字川内迫490-1の一部、491-1の一部、491-2の一部、491-3の一部、491-6の一部、491-7、491-12	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	2,225.04	2014	10	15	2017	1	15	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設減容化施設(仮設焼却施設)の運転に従事する作業員のための施設である。仮設減容化施設がある南相馬市小高区は、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも減容化作業完了が見込まれる2020年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設減容化施設を建設した南相馬市小高区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						2017	1	14	2021	3	31							
108	南相馬市仮設焼却施設(直轄炉)	南相馬市小高区角部内字入羽和形21番2、116番2、133番1	JFE・日本国土特定共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	21,082.35	2015	5	28	2017	6	14	鉄骨造	1階(管理棟は、2階)	18	1	JFE・日本国土特定共同企業体	南相馬市の汚染廃棄物対策地域内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	13	2021	3	31							
109	浪江町仮設焼却施設作業員用仮設宿泊施設	福島県南相馬市原町区金沢字鳥井沢104の一部	日立造船株式会社東北支社	宿泊施設	4,326.24	2015	6	2	2017	6	24	鉄骨造	2	9	1	日立造船株式会社東北支社	本仮設作業員宿泊施設は、災害廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。浪江町や近隣の町の宿泊施設が、東日本大震災により廃業あるいは休業し、避難指示解除後も引き続き、宿泊施設を確保できない状態であるため、少なくとも焼却処理完了が見込まれる2023年度末までは仮設作業員宿泊施設が必要であるため。	仮設焼却施設を建設した浪江町は、原子力災害により避難指示区域に設定され、宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として建設したものであり、現状でも必要不可欠である。
						2017	6	23	2024	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
110	南相馬市原町区北 新田地区仮設施設	南相馬市原町区北新 田字五反田225-2	浪江町	作業場・事務所	88.91	2016	1	28	2018	3	25	軽量 鉄骨 造	2	1	1	(有)アクト	2017年3月に町内の一部が避難指 示解除となったが、現在の居住人 口は震災前の約7%に留まってお り、事業者は町内での再開の判断 が難しい状況である。 現在、当町では浪江町復興計画 【第三次】の策定中であり、当該計 画の進捗、成果を踏まえて上記の 判断をすることとなるため、計画の 見直し時期である2026年3月まで活 用期間の延長をしたい。	当該施設は地震や原子力災害で 被災した事業者の代替施設として 整備され、事業再開支援に必要不 可欠である。
						2018	3	24	2026	3	31							
111	仮設事務所	南相馬市原町区雫字 蛭沢292-1・292-13の 一部及び同区雫字上 江253-6・253-15・ 253-18の一部	浪江町	事務所・作業場	477.49	2015	10	15	2017	10	31	鉄骨 造	1	1	2	平成建設(株)、勝 山工業(株)	入居事業者の元事業所が帰還困 難区域である。 特定復興再生拠点区域再生計画 においては、2023年3月に当事業 者の元事業所が立地する地域の 解除を目標としている。よって、 2023年3月まで活用期間の延長が 必要である。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事 業再開支援に必要不可欠である。
						2017	10	30	2023	3	31							
112	南相馬市仮設焼却 施設(代行炉)	南相馬市小高区角部 内字入羽和形21番2、 65番3、66番6、133番1	JFE・日本国土特定 共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	15,355.16	2016	6	2	2018	7	1	鉄骨 造	1階 (管理 棟は、3 階)	18	1	JFE・日本国土特 定共同企業体	南相馬市内の津波がれき等の災 害廃棄物を処理するための施設で あり、処理すべき廃棄物量が膨大 であることから、2020年3月まで当 該応急仮設建築物を運営し、解体 期間を見込むと2021年3月未まで 必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃 棄物を処理するため、従前の廃棄 物処理施設の一部機能を代替する 施設として必要不可欠である。
						2018	6	30	2021	3	31							
113	福島県立保原高等 学校仮設校舎	伊達市保原町字元木 23	福島県	高等学校	3,704.21	2011	10	17	2013	10	17	鉄骨 造	2	3	1	保原高校生徒・職 員約850名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が 必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてい るものであり、教育機会の確保に 必要不可欠である。
						2013	10	16	2014	9	30							
114	伊達市立梁川小学 校仮設校舎	伊達市梁川町字菖蒲 沢21-1他4筆	伊達市	小学校	2,951.95	2012	6	21	2014	3	1	軽量 鉄骨 造	2	2	1	教師23名、生徒 460名	被災した梁川小学校は、解体し改 築する計画で、工期に約24ヶ月の 期間を要するため、再建が可能な 2015年3月まで当該建築物は必要 であるため。	地震で被災した梁川小学校の代替 として整備された仮設建築物は、教 育機会の確保のために必要不可 欠である。
						2014	2	28	2015	3	31							
115	福島県立保原高等 学校仮設倉庫	伊達市保原町字元木 23	福島県	高等学校	98.96	2012	7	18	2013	7	18	鉄骨 造	1	1	1	保原高校	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が 必要となるため。	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されてお り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
						2013	7	17	2014	9	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明	
						(上段:始期,下段:終期)	(上段:始期,下段:終期)	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)					
116	仮設事務所(伊達市保原町)	伊達市保原町字野崎8-1	浪江町	事務所・作業場	59.54	2015	2017	3	3	鉄骨造	1	1	1	室原川・高瀬川漁業協同組合	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画(第一次)における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを現実させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						9	9	8	31							
117	仮設焼却炉施設	伊達市霊山町石田字笹平11-1、他31筆	JFEエンジニアリング(株)(伊達地方衛生処理組合)(17棟) 奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体(環境省 福島地方環境事務所)(3棟)	除染廃棄物中間処理施設	17,900.94	2015	2017	1	4	鉄骨造	2	20	3	JFEエンジニアリング株式会社、伊達地方衛生処理組合、奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体	東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した伊達地方衛生処理組合管内の除染廃棄物の中間処理のため整備された処理施設であるが、処理すべき量が甚大であり、計画では処理完了後、解体を見越して2020年3月末を目標としており、それまで当該仮設建築物は必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						28	29	4	28							
118	本宮市運動公園みんなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	福島県	高齢者福祉施設	289.84	2012	2013	2	9	木造	1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						10	24	9	23							
119	福島県立浪江高等学校サテライト校仮設校舎	本宮市高木字井戸上45の一部	福島県	高等学校	939.22	2012	2014	8	7	鉄骨造	2	2	1	浪江高校生徒・職員約100名	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休校することとなり、解体を見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						28	9	7	8							
120	仮設美容院(本宮市荒井)	本宮市荒井字恵向121-6	浪江町	美容院	59.54	2014	2016	3	2	鉄骨造	1	1	1	かとう美容室	仮設住宅の供与期間が2020年3月末まで延長され、その間、避難先における町民の生活を支えるとともに、事業者の事業再開支援に当該仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						6	29	2	28							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
121	桑折駅前仮設住宅 高齢者サポート拠点	伊達郡桑折町字東段 30	桑折町	高齢者福祉施設	289.12	2012	2	13	2013	10	14	木造 造	1	1	1	(社)桑折町社会 福祉協議会	仮設住宅や災害公営住宅に居住 する高齢者等の日常生活に必要な サービスを提供するために必要な 施設であり、代わりの福祉施設とな る桑折町の庁舎が完成するまでは 必要であるため、当該応急仮設建 築物の解体に必要な期間を見込ん で、2022年3月末まで活用期間の 延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建 築物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不 可欠である。
						2013	10	13	2022	3	31							
122	県北流域下水道建 設事務所	伊達郡国見町大字徳 江字上悪戸24他	福島県	下水汚泥 TENT	28,150.50	2012	3	26	2014	1	31	鉄骨 造	1	100	-	福島県	下水汚泥に放射性物質が含まれて いることから、汚泥の引受を拒ま れ、敷地内に保管することとなり、 近隣への汚泥臭の拡散防止のため、 保管用 TENT を設置した。現在 でも、これらの汚泥の引受先の目 途が立っておらず、放射性物質を 含んだ汚泥は日々発生し続けてお り、全量搬出完了まで相当の期間 を要することから引き続き保管して いく必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散し た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するもの として当該建築物を建設した。放射 線への不安払拭の観点から中間貯 蔵施設が建設されるまでは必要不 可欠である。
						2014	1	30	2022	3	31							
123	山木屋地区地域安 全パトロール隊事務 用仮設ハウス	伊達郡川俣町字樋ノ 口10番地の一部他	川俣町	事務所	38.89	2012	6	8	2014	5	18	鉄骨 造	1	1	1	川俣町緊急雇用 臨時職員(山木屋 地区地域安全パ トロール隊)	震災に伴い発生した原子力災害に より、山木屋地区が計画的避難区 域となり、全住民が避難を余儀なく される。避難区域再編の協議中 であり、復興計画にも解除見込時期 等も明記されていないが、町として 概ね10年間存続させる必要がある と考えており、この状況において、 地区の安全を守るための地域パト ロール隊事務所として当該仮設建 築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替と して整備された仮設建築物は、計 画的避難区域住民の財産を守るた めの拠点として必要不可欠である。
						2014	5	17	2022	5	17							
124	川俣町役場企画財 政課情報システム係 事務室	伊達郡川俣町字樋ノ 口10番地の一部他	川俣町	事務所	54.24	2011	7	11	2013	7	11	鉄骨 造	1	2	1	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを 行っているが、入札不調等により、 鍵の引き渡しが2016年9月20日 に行われたため、今後予定する付帯 工事、移転期間等を考慮し、2017 年3月まで当該仮設建築物が必要 であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替と して整備された仮設建築物は、行 政事務の執行及び住民サービス提 供のために必要不可欠である。
						2013	7	10	2017	3	31							
125	飯館村合同小学校 仮設校舎	伊達郡川俣町飯坂字 上中居30-2,31-2	飯館村	小学校	3,053.18	2012	9	3	2014	7	1	鉄骨 造	2	8	1	飯館村小学生	原子力災害により避難を余儀なくさ れ、帰還の目的が立たない状況下 にある生徒の適正な教育機会を確 保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯 館村内小学校の代替施設として整 備したもので、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
						2014	6	30	2023	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
126	川俣町放射線物質 検査センター	伊達郡川俣町大字東 福沢字万所内山2-3	川俣町	事務所	81.86	2012	9	14	2014	9	11	鉄骨 造	1	2	2	絆づくり応援事業 職員	震災に伴い発生した原子力災害により、食品中の放射性物質に対する不安が増大する中、原子力災害の収束の目途は立っていない。原発事故の収束時期を勘案すると概ね10年間は存続させる必要があると考えており、町民の食の安全を守り、不安を払拭するため検査施設としての当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、町民の食の安全の確保、健康維持のため必要不可欠である。
						2014	9	10	2022	9	10							
127	川俣町中央公民館 仮設第1研修室・仮 設第2研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	79.67	2013	4	1	2014	10	1	鉄骨 造	1	2	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、2017年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						2014	9	30	2017	3	31							
128	川俣町中央公民館 仮設第3研修室・仮 設第4研修室	伊達郡川俣町字樋ノ 口11番地の一部	川俣町	公民館	76.34	2014	3	18	2016	2	24	鉄骨 造	1	1	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを行っているが、入札不調等により、鍵の引き渡しが行われたため、今後予定する付帯工事、移転期間等を考慮し、2017年3月まで当該仮設建築物が必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
						2016	2	23	2017	3	31							
129	富岡町高齢者等サ ポート拠点	安達郡大玉村玉井字 上額沢26-3	福島県	高齢者福祉施設	288.18	2013	2	1	2013	10	15	木造 造	1	1	1	伸生双葉会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了しており、解体期間を見込んで2020年3月末までの延長が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	14	2020	3	31							
130	仮設診療所	安達郡大玉村字横堀 平158-10	福島県	診療所	167.08	2012	2	9	2013	12	1	鉄骨 造	1	3	1	富岡町職員他5名	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、3月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われたとはいえ、未だ多くの住民がいつ帰還、居住できるか分からない状況にある。少なくとも富岡町災害復興計画で定める帰還年度(2017年度)開始までは避難している仮設住宅入居者に対して適切な医療体制を確保する必要があることから。	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
						2013	11	30	2017	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
131	富岡町大玉出張所 仮設庁舎	安達郡大玉村玉井字 台45-1他	富岡町	事務所	95.72	2012	3	28	2014	1	1	軽量 鉄骨 造	1	1	1	富岡町職員3名	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での 住民サービスの提供に必要である ため。	原発事故で被災した役場の代替と して整備された仮設庁舎は、住民 の日常生活に必要なサービスの提供 に必要不可欠である。
						2013	12	31	2018	3	31							
132	安達太良応急仮設 住宅内仮設施設 富 岡さくらの郷 えびす こ市場	安達郡大玉村玉井字 横堀平158番10	富岡町	店舗	102.27	2012	7	26	2014	7	14	鉄骨 造	1	1	3	合同会社富岡さく らの郷	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での 住民サービスの提供に必要である ため。	原発事故で被災した店舗の代替と して整備された仮設建築物は、企 業活動継続や住民の日常生活に 必要なサービス提供のために必要 不可欠である。
						2014	7	13	2018	3	31							
133	鏡石町立第一小学 校仮設校舎	岩瀬郡鏡石町中央1- 1,22-2,259-1,259-2	鏡石町	小学校	3,800.74	2011	12	22	2013	12	1	鉄骨 造	2	2	1	児童及び教諭	被災した鏡石町立第一小学校は、 2012.6から解体し、2012.12からは 災害復旧事業により、2014.1完成 予定で建築工事を実施しているた め、2014.3まで当該仮設建築物は 必要であるため。	地震で被災した第一小学校の代替 として整備された仮設建築物は、児 童の教育の場として必要不可欠で ある。
						2013	11	30	2014	3	31							
134	高田工業団地地域 高齢者等サポート拠 点施設	大沼郡会津美里町字 宮里94他	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2011	12	28	2013	12	13	木造 造	1	1	1	(福) 檜葉町社会 福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了する予定であり、解 体に必要な期間を見込んで、2018 年9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
						2013	12	12	2018	9	30							
135	高田工業団地仮設 店舗	大沼郡会津美里町字 宮里97	檜葉町	店舗	49.68	2012	3	19	2014	3	19	木造 造	1	1	1	会津美里町商 会	2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ の後の解体に必要な期間を見込む と2018年9月末まで活用期間の延 長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した商店の代替施設であり、 避難した町民への生活サービスの 提供のために必要不可欠である。
						2014	3	18	2018	9	30							
136	檜葉町仮設児童館	大沼郡会津美里町字 宮里94外	檜葉町	集会所	65.14	2012	10	5	2014	4	20	木造 造	1	1	1	檜葉町	2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ の後の解体に必要な期間を見込む と2018年9月末まで活用期間の延 長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故によ り被災した檜葉町児童館の代替施 設であり、子育て支援に必要不可 欠である。
						2014	4	19	2018	9	30							
137	福島県浪江ひまわり 荘仮設施設	西白河郡西郷村大字 小田倉字上上野原2 番2の一部	(社)福島県社会福 祉事業団	保護施設(救護 施設)	1,949.03	2012	5	1	2014	5	29	鉄骨 造	1	3	1	入居者	2017年3月の避難指示解除を想定 しているが、震災以前のような生 活環境はまだ整っていないため、浪 江町復興計画「第一次」における本 格復興期であり、事業所再開支援 を行ってこれを実現させる時期とし ている2021年3月まで事業再開支 援に必要なため活用期間を延長す る。	原子力災害で被災した福島県浪江 ひまわり荘の代替として整備され た応急建築物は、入居者の生活の ために必要不可欠である。
						2014	5	28	2021	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
138	仮設事務所等(西白河郡西郷村)	西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1-31	浪江町	事務所・店舗・作業場・工場	164.68	2014	5	30	2016	6	14	鉄骨造	1	2	1	松永窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画[第一次]における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2016	6	13	2021	3	31							
139	仮設事務所等(西白河郡矢吹町)	西白河郡矢吹町中町45	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	159.53	2013	6	26	2015	8	7	鉄骨造	1	2	1	栖鳳窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画[第一次]における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2015	8	6	2021	3	31							
140	農林業系副産物等処理実証事業仮設焼却施設	東白川郡鮫川村大字青生野字江掘320番地	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	仮設焼却炉用受入棟・事務所棟	393.16	2013	10	30	2015	10	1	鉄骨造	2	2	1	環境省 (委託先:日立造船株式会社)	原子力災害による放射性物質に汚染された農林業系副産物(稲わら、牧草、牛ふん堆肥、堆肥原料落葉)や、住宅除染により発生する除染廃棄物の減容化施設を国が設置し処理を行っており、その事業期間は2015年10月までを予定していることから、解体・撤去期間を含めると2017年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2015	9	30	2017	3	31							
141	除染対策に伴う土砂保管仮置き場	石川郡石川町字渡里沢296-8	石川町	除染対策に伴う土砂保管仮置き場	260.10	2012	12	11	2014	12	20	木造造	1	1	1	石川町	国が設置する中間貯蔵施設の代替施設であり、中間貯蔵施設の運用開始予定の2015年度まで活用するものであるところ、本施設の活用後の撤去作業に要する期間を考慮すると、2016年9月まで本特例措置を存続させる必要があるため。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2014	12	19	2016	9	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
142	富岡町仮設小中学校	田村郡三春町大字熊耳字南原1,2-2,8,12-2,26,61-1,61-2,65,78,79-1,79-5,79-6,95,96,99-1,106-1,113,119,120-1,120-2,146,178-1,179-1,181,182-1,182-2,183、字中田152,153,156	曙プレーキ工業㈱ (管理者:富岡町)	小中学校	2,215.13	2012	1	31	2013	12	1	鉄骨造	2	3	1	富岡町	原子力災害により避難を余儀なくされており、2017年4月の帰還開始後も学校再開の目途は立っていない中、富岡町立小中学校三春校は2022年3月まで継続予定であることから活用期間を延長する。	原発事故で被災した小中学校の代替として整備された仮設校舎は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2013	11	30	2022	3	31							
143	柴原仮設店舗	田村郡三春町柴原字芝原80-1他	葛尾村	店舗	106.00	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	1	6	小売業・美容業	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2018	3	31							
144	狐田仮設店舗	田村郡三春町大字狐田字沢口102-1	葛尾村	店舗	79.25	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	1	4	飲食業・理容業	帰還困難区域の解除見込時期とされた2017年3月31日まで当該仮設建築物は必要である。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2017	3	31							
145	貝山仮設店舗	田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1他	葛尾村	店舗	135.83	2012	2	20	2014	2	1	鉄骨造	1	3	12	飲食業・理容業	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	1	31	2018	3	31							
146	熊耳ペットシェルター	田村郡三春町大字熊耳字南原31-2	富岡町	ペットシェルター	20.88	2012	3	28	2013	9	10	鉄骨造	1	2	1	仮設住宅居住者等	仮設住宅の供与期間が2019年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅の公衆衛生上、必要不可欠である。
						2013	9	9	2019	3	31							
147	応急仮設住宅地域 高齢者等サポート拠点	田村郡三春町大字熊耳字南原1番地	福島県	高齢者福祉施設	350.75	2012	5	11	2014	2	25	木造造	1	1	1	(社)伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされている。こうした状況下で富岡町災害復興計画で定める帰還年度(2017年度以降)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	2	24	2017	3	31							
148	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセンター)	田村郡三春町柴原字柴原185-1	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	9	25	2013	10	26	木造造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2020年3月末をもって終了する予定であり、解体に必要な期間を見込んで2020年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	10	25	2020	9	30							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
149	集会施設	田村郡三春町大字西 方字石畑487-1	富岡町	集会場	50.00	2011	7	6	2013	10	6	丸太 組 造	1	1	1	富岡町	応急仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、住民の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	原発事故により被災した富岡町内同施設の代替として整備された仮設建築物は、被災者支援の観点から必要不可欠である。
						2013	10	5	2018	3	31							
150	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポ-トセン ター)浴室棟	田村郡三春町大字柴 原字柴原185-1	葛尾村	高齢者福祉施設	59.33	2013	10	26	2014	10	26	木造 造	1	1	1	(社)葛尾村社会 福祉協議会	2016年6月に避難指示が一部解除され村内の各種インフラ等を復旧しているが、避難解除後住民がすぐに帰還できる状況にないことから、葛尾村総合戦略期間の終期である2020年3月までの間、避難先の高齢者の支援を行っていく必要があり、解体期間も見込んで2020年9月まで延長が必要である。	原発事故で被災した高齢者福祉施設の代替施設として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	10	25	2020	9	30							
151	葛尾村役場三春出張所	田村郡三春町大字貝 山字東表9-2他6筆	葛尾村	事務所	864.11	2013	8	1	2015	8	1	鉄骨 造	2	1	1	葛尾村	仮設住宅の供与期間が2019年3月末で終了し、その後解体するため、解体期間を見込んで2019年9月末までの活用期間の延長が必要。	原発事故で被災した役場の代替施設として整備された仮設庁舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2015	7	31	2019	9	30							
152	葛尾幼稚園	田村郡三春町大字熊 耳字八ツ田70-1外4筆	葛尾村	幼稚園	266.29	2013	11	21	2015	11	21	鉄骨 造	1	1	1	葛尾村	2018年4月から村内で幼稚園が再開する予定であり、その後の解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	原発事故で被災した幼稚園の代替施設として整備された園舎は、住民の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2015	11	20	2018	9	30							
153	富岡町小中学校仮 設体育館	田村郡三春町大字熊 耳字南原1,2-1,2-2,2- 8,4,5-1,8,11-2,11- 3,12-2,21,26,38-3,61- 1,61-2,62- 2,65,77,78,79-1,79- 2,79-3,79-4,79-5,79- 6,94,95,96,99-1,99- 2,106-1,106- 2,112,113,119,120- 1,137-3,139-2,139- 4,141-1,146,178- 1,178-2,178-4,179- 1,179-2,179- 3,180,181,182-1,182- 2,183,184,十石窪97-2, 中田123-5,152,152- 2,153	大和リース(株)福島 支店(富岡町)	小学校・中学校 体育館	814.39	2015	9	10	2017	9	1	鉄骨 造	1	1	1	富岡町	原子力災害により避難を余儀なくされており、2017年4月の帰還開始後も学校再開の目途は立っていない中、富岡町立小中学校三春校は2022年3月末まで継続予定であることから活用期間を延長する。	当該建築物は、原発事故で被災した小中学校体育館の代替として整備された仮設体育館は教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2017	8	31	2022	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
154	仮設事務所(広野町 商工会他)	双葉郡広野町大字浅 見川字桜田40番地	広野町	事務所	183.87	2012	12	10	2014	11	23	鉄骨造	1	1	3	広野町商工会・南 双葉青年会議所・ 広野町復興事業 協同組合	被災した広野町商工会は2012年 度において解体している。底地が 借家であったことから移転を含め検 討し、2019年度末の商工会館完成 を目標にしていることから、完成後 の移転期間や解体期間などを考慮 し、2020年度末までは当該応急仮 設建築物は必要である。	地震で被災した広野町商工会の 代替施設として整備された仮設建 築物は、住民帰還に必要な商業イ ンフラ等の再生に必要不可欠であ る。南双葉青年会議所事務所は富 岡町の居住制限区域に立地して おり、住民帰還に必要な商業イン フラ等の再生に必要不可欠である。
						2014	11	22	2021	3	31							
155	福島県富岡土木事 務所仮設庁舎	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長120番1	福島県	事務所	529.62	2013	9	1	2015	9	1	軽量 鉄骨造	1	1	1	福島県	富岡町の一部の避難指示解除に 伴い、富岡土木事務所は2017年4 月1日から町内で業務を再開したも の。災害からの復旧・復興事業を 請け負う業者の多くが、原発事故 によりいわき市などに避難してい ることから、事業の円滑な執行と早期 の完了を実現するため、県が事業 完了の目標としている2019年度末 まで活用期間の延長が必要とな る。	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された居住制限区域内に ある事務所の代替として整備され ており、県管理道路等の維持管理・ 復興事務遂行に必要な不可欠であ る。
						2015	8	31	2020	3	31							
156	広野町折木地区仮 設施設	広野町大字折木字田 中69の一部	富岡町	事務所兼作業場	213.03	2014	3	7	2016	3	5	鉄骨造	1	1	2	(株)東工業 日検エンジニアリ ング(株)	原子力災害により避難を余儀なくさ れ、当該仮設建築物の入居者が帰 還困難区域にある事業者であるこ とから、帰還の目的が立たない状 況であるが、町、入居者及び土地 所有者間の契約期間満了である 2019年3月末までは当該仮設建 築物は必要であるため。	原発事故で被災した各企業代替事 務所として整備された仮設建築物 は、企業活動継続支援・雇用の場 の確保のため必要不可欠である。
						2016	3	4	2019	3	31							
157	福島県相双農林事 務所双葉農業普及 所	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長117番 地の1	福島県	事務所	482.76	2014	3	24	2016	6	24	鉄骨造	1	1	1	福島県	2017年4月1日に富岡町の一部の 避難指示が解除されたことに伴い、 本所も富岡町に帰還することとして おり、庁舎の修繕等とその後の解 体に必要な期間を見込んで、2018 年6月末まで活用期間の延長が必要 となる。	本所は、今般の原子力災害以前は 現在の居住制限区域(双葉郡富岡 町小浜)に所在していたが、発災後 の避難指示により使用困難となっ たため、その代替施設として避難 指示区域外である広野町に建設さ れたものである。
						2016	6	23	2018	6	30							
158	ホテルリース	福島県双葉郡広野町 大字下北迫字大谷地 原92-2の一部	広野町	宿泊施設	1,995.80	2014	8	20	2016	11	20	木造造	2	2	1	(株)フタバドリー ムプロジェクト	震災・原子力災害による被災から 10年が経過するものの、未だ帰還 困難区域の解除や除染の目的が 立たず従前居住地での営業再開は 厳しい状況にある中において、町と 入居者間が協議し、事業者すべて の事業再建は2021年9月末になる と見込んでいることから、その後、 解体に要する期間を考慮し、2021 年12月まで活用期間の延長が必要 である。	震災・原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備されたも のであり、当該事業者の事業再開 支援に必要な不可欠である。
						2016	11	19	2021	12	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
159	毛萱・波倉スクリーニング場	双葉郡榎葉町波倉字小浜作12	内閣府	除染検査施設	2,378.00	2012	12	13	2014	4	1	鉄骨造	1	2	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなり、また、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要がある。帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
						2014	3	31	2031	3	31							
160	榎葉町鐘突堂地区仮設施設(ここなら商店街)	福島県双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番6の一部	榎葉町	店舗	408.28	2014	7	31	2016	10	26	軽量鉄骨造	1	1	3	ブイチェーン榎葉武ちゃん食堂役場前店 おらほ亭	2018年春に町の公設商業施設が完成予定のため、移行期間及び解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	当施設は東日本大震災により被災した店舗の代替施設であり、住民の生活に必要な買い物環境のため必要不可欠な施設である。
						2016	10	25	2018	9	30							
161	仮設作業員宿泊施設(富岡町仮設焼却施設)	双葉郡榎葉町大字下繁岡字林東88、89-2	鹿島建設株式会社東北支店	宿泊施設	2,411.75	2015	1	6	2016	12	30	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社東北支店	本仮設作業員宿泊施設は、地震・津波災害の災害ガレキ等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員のための施設である。仮設焼却施設がある富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されていることから、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも焼却施設の作業完了が見込まれる2018年度までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として本施設を整備したものである。
						2016	12	29	2019	3	31							
162	富岡町仮設焼却施設	双葉郡榎葉町大字井出字刈集5番1の一部	鹿島建設株式会社東北支店	宿泊施設	1,788.50	2015	4	8	2017	4	8	鉄骨造	2	1	1	鹿島建設株式会社東北支店	富岡町の仮設破砕選別施設、仮設焼却施設、仮設灰保管施設等の従業員の寄宿舍であり、これらの施設の稼働期間である2020年3月までは当該仮設建築物は必要であり、解体期間まで見込むと2021年3月末までの存続を必要とする。	仮設焼却施設を建設した富岡町は避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、周辺地域でも、多数の従業員が宿泊できる宿泊施設が、被災により廃業あるいは休業していることから、その代替施設として必要不可欠である。
						2017	4	7	2021	3	31							
163	榎葉町鐘突堂地区仮設施設	双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番6の一部、5番4の一部	日本郵便(株)	郵便局	102.38	2015	10	13	2018	1	13	軽量鉄骨造	1	1	1	榎葉郵便局	町のコンパクトタウン内に本設の郵便局を2021年12月末までに開業する予定であり、解体期間を見込んで2022年3月31日まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した郵便局の代替施設であり、住民の日常生活に必要なサービスの提供のため必要不可欠な施設である。
						2018	1	12	2022	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期) 年 月 日	(上段:始期,下段:終期) 年 月 日	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)							
164	仮設作業員宿泊施設(櫛葉町対策地域内廃棄物処理業務)	福島県双葉郡櫛葉町大字山田岡字名古谷53-12、53-13、53-212	JFEエンジニアリング株式会社	宿泊施設	2,317.14	2016	6	27	2018	6	20	鉄骨造	1	1	1	JFEエンジニアリング株式会社	津波廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業員の宿泊施設であり、仮設焼却施設の稼働期間、解体、撤去まで見込むと2020年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	仮設焼却施設を建設した櫛葉町波倉地区は、地震・津波災害で被災した宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる宿泊施設を確保できないことから、その代替施設として本施設を建設したものである。
						2018	6	19	2020	3	31							
165	櫛葉町北田地区仮設施設	櫛葉町北田字仏坊44-1・44-2・44-3・45-1	浪江町	作業場	521.85	2017	11	8	2018	6	10	軽量鉄骨造	2	1	2	㈱八島総合サービス 鈴木工務店	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	6	9	2026	3	31							
166	櫛葉町仮設焼却施設(仮設灰保管施設)	双葉郡櫛葉町大字波倉字細谷52番地他	環境省	固化物・未処理灰保管施設	6,584.76	2017	1	27	2018	12	27	鉄骨造	1	8	1	鴻池・前田・西武・株木特定建設工事共同企業体、奥村・株木・森本特定建設工事共同企業体	仮設焼却施設の運用後、施設全体を解体する予定であったが、隣接する特定廃棄物等固化処理施設において、固化物及び固化処理前の灰を保管する必要が生じ、灰保管施設のみを特定廃棄物等固化処理施設の解体予定と合わせ2024年11月末まで延長が必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物の処理のため、県内の自治体、一部事務組合の焼却施設及び個人・民間等で生じた指定廃棄物としての焼却灰を固化処理するために、固化物及び固化処理前の灰を一時的に保管する施設であり、従前の廃棄物処理プロセスの一部を代替する施設として必要不可欠である。
						2018	12	26	2024	11	30							
167	原子力災害現地对策本部富岡事務所	富岡町本岡字新夜ノ森39-9	東京電力	事務所(国道6号線バリエード開閉業務事務所、休憩所)	231.15	2014	1	15	2016	1	15	鉄骨造	1	3	2	東京電力内閣府	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過を認めているところであり、通過者や一時立ち入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
						2016	1	14	2031	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
168	富岡町仮設焼却施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑197-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	22,262.78	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	4	1	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
169	富岡町仮設災害廃棄物破砕選別施設	双葉郡富岡町大字仏浜字釜田239番地ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	災害廃棄物破砕選別施設	15,409.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	3	1	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
170	富岡町仮設灰保管施設	双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑132-1ほか	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	仮設灰保管施設	9,582.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨造	1	1	1	MHIEC・鹿島・MHI共同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	震災により被災し、閉鎖した廃棄物処理施設の代替施設として、膨大に発生した災害廃棄物を処理するため必要不可欠である。
						2017	6	24	2021	3	31							
171	五社の杜サポートセンター	双葉郡川内村大字下川内字宮渡45	川内村	仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点	98.54	2012	10	31	2014	11	1	木造造	1	1	1	川内村社会福祉協議会	今般の震災に伴い発生した原子力災害により避難指示が出され、多くの住民が避難を余儀なくされる。応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があることから。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2014	10	31	2022	10	31							
172	仮設ビジネスホテル	双葉郡川内村大字上川内字町分395	川内村	ビジネスホテル	1,194.00	2013	2	18	2014	12	1	軽量鉄骨造	2	2	48	株式会社あぶくま川内	村内の宿泊施設が少なく(当面の間、)宿泊施設の需要があると推測されることから、復旧復興を目的として、仮設ビジネスホテルを建設し、応急仮設建築物の存続期間を村としては概ね10年と想定している。	村内にあった宿泊施設が震災の影響により減ったことから、その代替として仮設ビジネスホテルを建設した。
						2014	11	30	2022	11	30							
173	川内村仮設焼却施設	福島県双葉郡川内村大字下川内字五枚沢517-4	環境省	仮設灰保管施設	698.40	2015	2	1	2016	10	1	鉄骨造	1	1	1	環境省	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が2018年度中までかかる見込みのため、その後の解体までを見据え、2019年3月末まで活用期間の延長が必要である。	川内村の廃棄物は、南部衛生センターで処理を行ってきたが、同センターにおいては、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物の受入が困難であるために、代替施設として整備したものである。
						2016	9	30	2019	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間 (上段:始期,下段:終期)		特例による 活用期間 (上段:始期,下段:終期)		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
174	開閉所農林業系廃棄物仮設焼却施設	双葉郡川内村大字上川内字鷹ノ巣20番の一部 田村市都路町古道字細田沢123番の一部	三菱・大林・東亜共同企業体	仮設焼却施設	5,215.72	2017	4	24	2019	5	9	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	4	1	三菱・大林・東亜共同企業体	福島県内24市町村で発生した農林業系廃棄物(放射性物質に汚染された廃棄物)を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であり、また堆肥の乾燥施設を追加して性状の悪い堆肥を処理する必要があることから、2021年2月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年9月末まで活用期間の延長が必要であるため。	福島県内24市町村の農林業系廃棄物は、各市町村の焼却施設等で処理を行ってきたが、既存の施設では福島第一原子力発電所の事故による放射性物質に汚染された廃棄物の受入が困難であるため、代替施設として整備したものである。
						2019	5	8	2021	9	30							
175	原子力災害現地対策本部浪江事務所	浪江町大字高瀬字小高瀬迫181-1他	東京電力	事務所 (除染検査施設、国道6号線バリケード開閉業務事務所、休憩所)	219.05	2014	1	17	2016	1	15	鉄骨造	1	3	3	東京電力内閣府福島県	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっている。また、関係市町村等の申し合わせに基づき、国道6号線の通過が認められていることから、通過者や一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、いまだに避難指示が終了するめどは経っておらず、少なくとも今後5年間は引き続き放射性物質の管理を行う必要があると見込まれることから、2020年度までは必要であるため。	放射性物質については、震災前は東京電力が福島第一原子力発電所サイト内で、外部に拡散しないよう厳重に管理していた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所が被災したため、放射性物質が拡散した帰還困難区域等の地域においても、放射性物質を管理する必要が生じ、福島第一原子力発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための建築物であり、必要不可欠である。
						2016	1	14	2021	3	31							
176	浪江町仮設焼却施設	双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業共同企業体	災害廃棄物焼却処理施設	28,433.96	2016	3	29	2017	5	1	鉄骨造	1階 (管理棟は、2階)	3	1	日立造船・安藤・間・神戸製鋼特定企業共同企業体	浪江町内等で発生した津波がれき、除染廃棄物等を処理するための施設であり、町の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2023年3月までであることから、同月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込んで2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	4	30	2024	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
177	浪江町幾世橋地区 仮設施設(まちなみ・まるしえ)	浪江町大字幾世橋字 六反田7-2・字芋頭 26-1・26-3・26-4	浪江町	店舗	703.90	2016	10	12	2019	1	12	鉄骨造	1	3	9	2017年3月31日に一部を除き避難指示区域の解除があったものの、帰還した住民の数は震災前の人口の約7%にとどまっている。当仮設施設以外での飲食店再開は徐々に増え、大型スーパーの出店や道の駅のオープンなど浪江町民の生活を支える環境が徐々に整ってきているところである。しかしながら、専門小売店が単独で商売できる環境とは言い難く、町内居住人口の増加や生活環境が十分整うまで、引き続き同仮設事業所を存続し入居事業者を支援していく必要があるため、活用期間の延長が必要である。活用期間の設定にあたっては、現在、当町で浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。	
						2019	1	11	2026	3	31							
178	浪江町権現堂本城 仮設建設事業所(事務所・作業所)	浪江町大字権現堂字 本城6-1の一部、6-5、 6-2、5-5、5-6	浪江町	事務所・作業場	295.58	2017	12	18	2019	12	14	鉄骨造	2	1	2	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっている。本仮設事業所は2021年3月までの活用を見込んでいたが、本設事業所設置場所が確保できない状況にあるとともに、本設事業所設置の判断が出来ない状況となっているため、活用期間の延長が必要である。活用期間の設定にあたっては、現在、当町で浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	地震や原子力災害で被災した事業者の代替施設として整備され、事業再開支援に必要不可欠である。	
						2019	12	13	2026	3	31							
179	葛尾村仮設焼却施設	双葉郡葛尾村大字葛 尾字野行 野行国有 林	JFE・奥村・西松・大 豊特定共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	28,451.93	2015	12	1	2017	6	20	鉄骨造	1階 (管理棟 は、2階)	22	1	JFE・奥村・西松・ 大豊特定共同企 業体	葛尾村内等で発生した災害廃棄物、除染廃棄物等を処理するための施設であり、村の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2022年9月までであることから、同月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込んで2023年8月まで活用期間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
						2017	6	19	2023	8	31							
180	仮設高齢者等サ ポート施設(新地町 駒ヶ嶺)	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字原245-1の一部	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2011	12	7	2013	9	27	木造造	1	1	1	(社)新地町社会 福祉協議会	仮設高齢者等サポート施設として地域での団らんやコミュニティ活動の維持のために活用しているため、被災高齢者等の仮設住宅等での生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
						2013	9	26	2022	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
181	仮設バス待合所(新地町谷地小屋)	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地の一部	東日本旅客鉄道㈱ 水戸支社	バス待合所	12.95	2012	3	30	2014	3	30	鉄骨造	1	1	1	JR常磐線代行バス利用者	被災したJR常磐線(新地駅駅舎を含む)は、線路移設により復旧が予定されているが、用地買収を前提に、2014年春工事着手予定、工事完了まで3年程度の期間を見込んでいたため、2017年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	津波で被災したJR常磐線新地駅駅舎の代替として整備された仮設建築物は、公共交通の確保のために必要不可欠である。
						2014	3	29	2017	3	31							
182	飯館村小宮仮設焼却施設	福島県相馬郡飯館村小宮字沼平560の一部	神鋼環境・神戸製鋼 共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	974.24	2014	12	10	2016	11	1	鉄骨造	1	2	1	神鋼環境・神戸製鋼共同企業体	家屋解体の受付が、当初想定した数量より大幅に増加し、処理対象物量が大幅に増加したことから、小宮地区で処理する屋内廃棄物の処理が終了する2017年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。また、その後の解体までを見据え、2018年3月まで必要である。	飯館村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						2016	10	31	2018	3	31							
183	飯館村小宮仮設焼却施設	相馬郡飯館村小宮字沼平560の一部	IH環境・日揮・熊谷組 廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	669.62	2014	12	10	2016	11	1	鉄骨造	1	2	1	IH環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	一時保管している灰の特定廃棄物埋立処分施設への搬出が2019年度末までかかるため、その後の解体までを見据え、2020年3月まで活用期間の延長が必要である。	飯館村は、地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市での受入は困難であるために、その代替施設として整備したものである。
						2016	10	31	2020	3	31							
184	飯館村蔵平仮設焼却施設	相馬郡飯館村蔵平199、201、202、203	神鋼環境・熊谷組 廃棄物等処理業務共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	30,013.60	2016	3	7	2018	3	14	鉄骨造	4 処理設備棟4階、管理棟2階、第2管理棟2階、前処理設備棟2階、他は1階建	38	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	飯館村内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物、飯館村外の福島県内で発生した農林業系廃棄物や下水汚泥等を処理するための施設であり、村の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2023年5月末であることから、同月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込んで2024年3月まで活用期間の延長が必要である。	飯館村は、村内で発生した廃棄物について地震発生前までは南相馬市に処理を委託していたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、南相馬市が受入れなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
						2018	3	13	2024	3	31							
185	設備棟、付属棟、資材化炉出口架構、副産物置場	相馬郡飯館村蔵平字蔵平199	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング 実証業務共同企業体	工場 (資材化実証施設、仮置場)	1,653.16	2015	12	22	2019	3	22	鉄骨造	3	1	設備棟・付属棟2階、資材化炉出口架構2階、他は1階建	日揮・太平洋セメント・太平洋エンジニアリング実証業務共同企業体	資材化実証施設の稼働は2018年3月をもって終了したが、資材や焼却灰等の搬出及びその後の解体までを見据え、2019年3月まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2018	3	21	2019	3	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積(m ²)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						年	月	日	年	月	日	構造				階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)
186	飯館村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯館村蕨平字蕨平199	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	268.84	2017	4	12	2019	3	14	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2019	3	13	2024	3	31							
187	飯館村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯館村蕨平字蕨平199	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	480.00	2017	10	31	2019	3	14	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2019	3	13	2024	3	31							
188	大熊町仮設焼却施設	双葉郡大熊町大字小入野字小入野127他	三菱・鹿島共同企業体	仮設焼却施設・仮設灰保管施設	33,195.01	2018	1	25	2020	4	25	鉄骨造	2	4	1	三菱・鹿島共同企業体	大熊町内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物及び大熊町外の福島県内で発生し中間貯蔵施設内に搬入した除染廃棄物を処理するための施設であり、今後当該施設の応急仮設状態の解消に向けて、改修工事や諸手続き等に要する期間を考慮し、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	大熊町は、町内で発生した廃棄物について地震発生前までは双葉地方広域市町村圏組合の焼却施設に処理をしていたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性物質の拡散汚染により、双葉地方広域市町村圏組合が受け入れられなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
						2020	4	24	2024	3	31							
189	川俣町鶴沢地区仮設施設	伊達郡川俣町大字鶴沢字雁ヶ作92番地2	川俣町	工場	504.40	2018	5	18	2020	8	1	鉄骨造	1	2	1	(有)カミノ製作所	事業者は、新たな事業適地を選定中であるところ、現在候補地としていた用地は、2020年8月1日から起算して、取得までの手続きと取得後の工場建設・移転に2年6か月を要する見込みであることを考慮すると、解体期間を見込んで2023年5月末まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該施設は、旧計画的避難区域に指定されていた区域で営んでいた工場の代替施設として整備されたものであり、事業者の事業再開・継続に必要な施設である。
						2020	7	31	2023	5	31							

対象となる応急仮設建築物一覧(福島県復興推進計画)

番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積 (㎡)	建築基準法による 存続期間		特例による 活用期間		構造規模			入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設である ことの説明			
						(上段:始期,下段:終期)		(上段:始期,下段:終期)		構造	階数 地上	棟数				区画数 (入居者数)		
						年	月	日	年								月	日
190	富岡町小浜地区仮設施設	富岡町小浜8番	富岡町	事務所・作業場	221.83	2018	8	20	2020	8	20	鉄骨造	1	1	2	(株)東工業 (株)五大エンジニアリング	2023年春に特定復興再生拠点区域が解除され、事業者が従前の事業所に帰還した後に撤去する予定のため、解体期間を見込んで2023年11月末まで応急仮設建築物としての存続が必要である。	原発事故で被災した各企業の事務所の代替施設であり、企業活動の再開・継続支援並びに雇用の場の確保のため必要不可欠である。
						2020	8	19	2023	11	30							
191	飯館村蕨平仮設焼却施設	相馬郡飯館村蕨平字蕨平767、768-1、770、771	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	仮設灰保管施設	3,259.76	2018	12	28	2021	3	28	鉄骨造	1	1	1	神鋼環境・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体	蕨平地区仮設焼却施設で発生する焼却灰の中間貯蔵施設への搬入が2023年度末までかかるため、その後の解体期間を見込んで、2024年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災前までは、焼却灰等は再生利用もしくは最終処分されていたが、既存の施設では放射性物質が高濃度に含まれているものを扱うことはできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
						2021	3	27	2025	3	27							
192	特定廃棄物等固型化処理施設	双葉郡楢葉町大字波倉字細谷30	鴻池・前田・西武・株木特定建設工事共同企業体(環境省)	特定廃棄物等セメント固型化処理	8,070.24	2019	2	27	2021	3	26	鉄骨造	1階 (管理棟は2階)	17	1	鴻池・前田・西武・株木特定建設工事共同企業体	現在、当該施設の建築基準法適合に向け、関係機関と協議を行っているところであるが、各種許認可手続きに相應の期間を要する見込みであるため、これらを考慮し2022年3月末まで活用期間を延長する必要がある。	震災前は、焼却灰等は再生利用または既存施設による最終処分を行っていたが、福島第一原子力発電所の事故に起因する汚染された焼却灰は既存の施設では処理できず、当該焼却灰をセメント固型化処理可能な施設は当該施設の他に無いことから、特定廃棄物を安全に処分するために必要不可欠な施設である。
						2021	3	25	2022	3	31							